

令和7年4月30日

関係各位

公益社団法人茨城県理学療法士会社会局  
スポーツ支援事業部長

## 茨城県理学療法士会認定スポーツ理学療法士の更新制度について

### 1. 茨城県理学療法士会認定スポーツ理学療法士の更新について

茨城県理学療法士会認定スポーツ理学療法士登録後は、4年間で一定のポイントを取得し、更新していくことを制度としておりましたが、1) 協会の生涯学習システムの変更に伴い、茨城県理学療法士会認定スポーツ理学療法士の制度設計も整合性をとる必要があること、2) コロナ禍により、スポーツ支援事業部の現場活動が制限されていた期間があり、申請に必要なポイントの取得が困難な期間があったこと、を理由に現在は更新の要件を緩和し、自動的に更新をいたしております。

スポーツ支援事業部の現場活動も制限なく行われるようになり、ポイント取得が可能となりましたので、2024年度までに「茨城県理学療法士会認定スポーツ理学療法士」に登録いただいた皆様には、現在の登録有効期間を一度リセットし、2025年度から5年間といたします。

### 2. 茨城県理学療法士会認定スポーツ理学療法士の更新手続きについて

#### ① 茨城県理学療法士会認定スポーツ理学療法士の有効期間と更新時期

茨城県理学療法士会認定スポーツ理学療法士の有効期間は、茨城県理学療法士会スポーツ理学療法士養成講習会を修了し、登録した翌年度から5年間となります。更新に関しては、有効期間内に下表に定める更新要件のいずれかを満たしていれば更新されます。ただし、有効期間内であっても茨城県理学療法士会を退会した場合は「失効」となります（日本理学療法士協会会員であっても県外に退出した場合も退会扱いとなります）。

- ※ 休会中は、会員として協会や県士会事業に参加できないため有効期間に含めません。
- ※ 県外に転出（茨城県理学療法士会を退会）された後、再度、茨城県内に転入された（茨城県理学療法士会に復会）場合で、活動を希望される方は、転入年度から5年間の有効期限とします。
- ※ 休会、復会に関する手続きは更新手続き同様お問い合わせ先までご連絡ください。

## ② 更新の要件

更新の要件（下記1～4の1つでも満たしていればよい）
1. 士会が主催するスポーツ関連事業への参加 <ul style="list-style-type: none"><li>・運動導入教室サポーター</li><li>・高校野球メディカルサポート</li><li>・全国障害者スポーツ大会引率 等</li></ul>
2. 茨城県理学療法学会での発表（スポーツに関連した内容）
3. 理学療法いばらきへの投稿（スポーツに関連した内容）
4. 認定・専門理学療法士（スポーツ）を取得・更新がなされていること
なお、要件2、3、4については、有効期間内に発表、掲載、取得時期を【別紙】申請書によりスポーツ支援事業部長宛に申請してください。なお、メールで申請の際は、件名を <u>スポーツ理学療法士登録更新</u> としてください。

### 【お問合せ・更新申請先】

公益社団法人茨城県理学療法士会社会局スポーツ支援事業部  
〒310-0034 茨城県水戸市緑町3-5-35  
TEL 029-353-8474/FAX 029-353-8475  
E-mail [toiawase@pt-ibaraki.jp](mailto:toiawase@pt-ibaraki.jp)